

別紙様式 1

令和3年度 指定管理者運営状況点検・評価シート

対象施設名	徳島県立人権教育啓発推進センター	施設所在地	徳島市東沖洲2丁目14 沖洲リソナミビル内
指定管理者名	特定非営利活動法人徳島ヒューマンネット	指定期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日
施設所管課	男女参画・人権課	【連絡先】	088-621-2295

1 施設の概要

設置年月日	平成19年4月28日
設置目的	人権教育啓発に関する事業を行うことにより、県民一人一人の人権が互いに尊重され、擁護される社会の実現に資するため。
施設内容	約211㎡（図書・展示・交流スペース、事務スペース、倉庫）指定管理部門のみ
利用料金等	条例による定めなし
開館日・休館日等	併用時間：午前10時から午後6時まで 休館日：月曜日（月曜が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日以降においてその日に最も近い休日でない日） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 指定管理者の業務

指定管理者の業務内容	1 人権教育啓発推進事業 2 人権教育啓発に関する情報収集・提供事業 3 人権教育啓発に関する調査研究事業 4 人権教育啓発に関する団体等の交流・連携促進事業 5 その他（清掃・整備・維持管理業務）
------------	---

3 施設の管理体制

	正職員 6 名	臨時職員 1 名	計 7 名
管理体制	<pre> graph TD A[総括管理責任者 (事務局長)] --- B[副総括管理責任者 (次長)] B --- C[企画総務課長 (※次長兼務)] B --- D[企画監] B --- E[啓発推進課長] C --- F[課員] E --- G[課員] E --- H[課員] </pre>		

4 施設の利用状況

利用者数 (人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	令和3年度	180	245	4,904	1,498	2,153	2,623	4,811	4,369	6,092	2,533	2,094	4,203	35,705
	前年度	236	128	981	655	816	2,150	2,995	5,865	3,603	2,016	990	1,359	21,794
	前々年度	1,794	1,647	3,244	2,703	2,670	3,223	4,741	9,316	11,760	2,052	1,925	245	45,320

[illegible]

施設毎 利用料金収入 (千円)							計
	〇〇年度						
	前年度						
	前々年度						

5 収支の状況

(単位：千円)

項 目		年度	年度（前年度）	年度（前々年度）
収 入	指定管理料	63,800	63,800	63,800
	利用料金収入	0	0	0
	事業収入	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	63,800	63,800	63,800
支 出	人件費	24,062	25,088	24,805
	管理運営費	6,505	3,642	3,691
	事業費	33,006	34,731	36,674
	その他			
	計	63,573	63,461	65,170
収支		227	339	▲1,370

6 コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組	1 ボランティアや法人役員・会員を活用する。 2 物品の購入・印刷物の発注にあたっては、競争入札を行う。 3 他の団体等との共済で事業を実施するなどの取り組みを進める。 4 省エネタイプの照明機器の使用、冷暖房時の適正温度管理に留意し、電気使用料の削減に努める。
サービス向上の取組	1 利用者アンケートを行い、それを集計、分析し、その後の事業内容やセンターの運営に反映させた。 2 利用者に快適な場を提供するため、図書・ＤＶＤを充実させるとともに、「新規購入図書・ＤＶＤコーナー」を設けた。また、利用者の方が気軽に閲覧できるスペースを整備した。 3 ホームページによる広報やポスターやチラシなどを作成し、事業の周知・広報に努めた。 4 さまざまな人権課題に関する啓発用の資料等を整備し、サービスの向上に努めた。 5 磁器誘導ループや筆談ボードを購入・設置し、障がいのある方に対して合理的配慮を行うための環境を整備した。

7 自主事業の取組状況

自主事業取組状況	指定管理者企画提案事業として、次の事業を実施した。 1 児童・生徒の障がい者問題学習事業 小・中学校の依頼に基づき、「人権啓発推進員」を講師として学校に派遣し、障がい者問題を通じて児童・生徒が人権について学ぶ機会を提供した。 2 夏休み・冬休み親子参加事業 夏・冬休みの期間中の親子のふれ合いと、事業を通じて人権についての気づきや、知識及び感覚を持ってもらうために実施した。 3 展示交流スペース開放事業 施設の利用促進のため、民間団体等が主催する事業に対し、展示交流スペースを提供し連携を図った。 4 人権教育啓発公演事業・学校との連携 人権について「気づきでつながる」機会となるよう各校の状況に合わせた人権課題をテーマとし、児童生徒を対象とした講演（公演）会を実施した。 5 サテライト講演（公演）会事業 幅広く県民に参加していただけるよう、徳島県中央部だけでなく、南部、西部の各地に出向き開催した。 6 多目的活動室有効活用事業 多目的活動室を人権教育啓発等の活動を行う団体に貸出し、あいぼーと徳島との連携と事業の推進を図った。 7 人権に関する児童生徒作品巡回展示事業 昨年度の受賞作品を県内各地の量販店等で巡回展示を実施し人権啓発に努めた。 8 人権サポーター企業 県の基本計画に基づく人権教育啓発活動を行っている企業・団体等と協同で啓発を行った。 9 講演動画配信事業 人権啓発を推進するため、講演動画をYouTubeあいぼーと徳島チャンネルで配信した。 10 人権教育啓発アドバイザー事業 市町村等職員に対し、人権教育啓発に関する助言やアドバイスを行った。
----------	---

8 管理運営業務に係る点検・評価

項 目	評 価	点 検 結 果
①利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・利用者ニーズの把握 ・利用者ニーズへの対応 ・施設の利用促進	A	・利用者アンケートを実施するなど利用者ニーズの把握等が適正に行われている。また、いただいた意見等を参考に、イベントのスケジュールや講師の選定等を見直し、次回の円滑な利用につなげている。
②自主事業 ・計画した自主事業の実施	S	・計画した自主事業が適正に効果的に行われている。イオンモールにて、令和2年度は中止されていた「夏休み親子参加型事業」を開催、令和3年度から経験の浅い教員を対象にした人権研修会を新規事業として開催するなど、人権啓発教育の機会を充実して提供できている。
③適正な維持管理 ・施設の保守管理・修繕 ・年間作業計画に基づく適正な維持管理 ・県備品等の適正な管理	A	・施設及び県備品の維持管理等が適正に行われている。また、職員ボランティアによりセンター周辺の清掃作業を定期的に行うなど、利用者が快適に利用できるよう努めている。
④収支計画 ・収支計画の達成状況 ・コスト削減の状況 ・外部委託の状況	A	・収支計画に沿い適正に業務が執行されている。また、講演会に係るパネル作成等を職員の能力の活用を行い、コスト削減を行っている。物品の購入、印刷物の発注にあたっては、競争性の導入を徹底しコスト削減に努めている。
⑤管理運営体制等 ・管理運営業務計画書 ・職員の配置、研修計画 ・諸規程の整備 ・利用料金の徴収、減免 ・モニタリングの実施状況	A	・徳島県立人権教育啓発推進センター管理運営業務計画書に基づき業務が遂行されている。また、職員の配置及び諸規定の整備等が適正に行われている。
⑥職員体制 ・職員の労働条件	A	・事業計画書に記載した内容どおりの労働条件が確保されている。
⑦地域への貢献 ・地元雇用の状況 ・地元企業への業務委託	S	・清掃や警備、保守点検業務について、地元企業への委託を行っている。また、地域のコミュニティ活動の集まりや地域の活性化につながる活動に積極的に参加しているほか、センターの「交流スペース」や「多目的活動室」を地元団体に貸出するなど、地域への貢献に努めている。
⑧地域との連携 ・地元団体等との連携	S	・地元団体と連携して講演会を開催したほか、地元の団体の方にボランティアスタッフをしていただくなど、連携した活動が行われている。また、地域のコミュニティ活動の集まりなどで、センターが今後行う事業の説明や、チラシの配布等を積極的に行っている。
⑨安全管理 ・安全管理体制、事故防止体制 ・災害等発生時の対応体制 ・マニュアルの整備、職員教育 ・個人情報保護への適正対応	A	・安全管理及び事故防止並びに個人情報保護に関する職員間での情報共有が行われている。現在まで指定管理者の責めに帰すべき事故の報告はない。

項 目	評 価	点 検 結 果
⑩環境への配慮 ・環境対策の状況	A	・証明はＬＥＤ証明の導入により省エネが図られている。省エネルギー診断により提案を受けた、コピー機の待機電力を減らす、天気の良い日は、窓側事務所スペースの証明を消灯するなどの電気使用量を抑える取り組みを継続的に行っている。
⑪その他 ・関係法令の遵守状況 ・情報公開請求への対応体制	A	・適正に関係法令等が遵守されている。
総合評価	A	・概ね協定書の内容とおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。

〈評価指標〉 S：協定書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
A：概ね協定書の内容とおりの成果があり、適正な管理が行われている。
B：協定書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫や努力が求められる。
C：管理運営が適正に行われたとは認められず、改善を要する。

※ 項目については、事業計画書と整合性をはかる。

9 その他（今後の課題及び対応等）

・今後ともより多くの県民に活用してもらえるよう、センターの周知及び事業内容の広報について積極的に行う必要がある。このため県においても、広く県民の理解と共感を得られ、身近な人権教育啓発の学習の場として活用いただけるよう、センターの周知及び事業内容の広報について、広く発信できるよう工夫を行い、更に気軽に利用していただけるようなセンター運営に努めたい。